

きよっち置き型バルーン貸出しに関する要綱

令和4年4月15日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、清田区マスコットキャラクター「きよっち」置き型バルーン（以下「置き型バルーン」という。）の貸出し、承認等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な使用かつ積極的な活用を図り、清田区のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める置き型バルーンとは、清田区で製作した「きよっち」置き型バルーンのことをいう。

(使用承認申請)

第3条 置き型バルーンを使用しようとする者は、あらかじめ「清田区マスコットキャラクター置き型バルーン貸出承認申請書」（様式第1号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、札幌市の職員が使用し、清田区のPRに寄与するイベントであると認められることが明らかな場合及び特に区長が認めるときは、その限りではない。

2 区長が必要と認めるときは、置き型バルーンを使用しようとする者に対し、貸出または承認に関する資料を求めることができる。

(使用の承認)

第4条 区長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号に該当する場合を除き、置き型バルーンの貸出しを承認する。

(1) 清田区の地域振興やPRに寄与するイベントに該当しないと認められるとき。但

し、「清田区マスコットキャラクターの使用に関する要綱」（平成24年3月16日区長決裁）に基づく「清田区マスコットキャラクター使用承認申請」により当該マスコットキャラクターを使用した商品販売する場合を除く。

- (2) 清田区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用し、若しくはそのおそれがある、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
 - (5) 特定の個人若しくは団体の売名に利用し、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) 置き型バルーンの汚損等のおそれがあると認められるとき。
 - (7) 置き型バルーンの汚損等不測の事態により使用することができなくなった場合。
 - (8) その他、承認することが不相当と認められる場合。
- 2 区長は、前項に基づき貸出しを承認したときは、「清田区マスコットキャラクター置き型バルーン貸出承認通知書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定に基づき審査した結果、貸出しが不適切と判断したときは、「清田区マスコットキャラクター置き型バルーン貸出不承認通知書」（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第5条 置き型バルーンを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 置き型バルーンを第三者に転貸しないこと。
- (4) 置き型バルーンの搬入、搬出は区長の指定する時間内に自ら行うこと。
- (5) 置き型バルーン取扱説明書を熟読のうえ使用すること。

(承認の取消)

第6条 区長は、置き型バルーンの貸出しが、この要綱又は承認内容に違反していると認められるときは、第4条第1項の承認を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により承認を取り消すときは、申請者に理由を付して書面で通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により借受けした置き型バルーンを直ちに返却しなければならない。

4 承認を取り消されたことにより生じた損害に対して、札幌市は一切の責任を負わない。

(使用料)

第7条 置き型バルーンの使用料は無償とする。

(現状回復)

第8条 使用者が置き型バルーンを汚損した場合は、使用者の責任と負担によりクリーニング又補修し、現状に復さなければならない。

2 使用者から現状に復したと申し出があった場合でも、区長が置き型バルーンのクリーニング又は補修を求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(使用に際して生じた損害に対する責任)

第9条 札幌市は、置き型バルーンの使用に際して、自己や第三者へ損害を与えた場合においても一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、置き型バルーンの使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。